

# 毎月10日は「10(テン)検の日」!

～家畜の飼養衛生管理について自ら点検し、  
家畜を伝染病から守りましょう～

昨年来の宮崎県での牛、豚、めん山羊の口蹄疫の発生、全国9県での家きんの高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、この度の家畜伝染病予防法改正により家畜所有者による飼養衛生管理基準の遵守が強化されたところです。

本府としましても、甚大な被害を及ぼす家畜伝染病の発生を予防するために、個々の家畜の所有者が農場や畜舎へのウイルスなどの病原体侵入防止を徹底することにあると考えます。

そこで、この度、家畜の所有者自らが行うべき家畜伝染病の発生対策について、毎月10日に点検していただくよう設定しました。このような取組は自らの財産（家畜）と経営を守ることに直結します。

府域全体の取組として御理解と御協力をお願いするとともに地域で共通認識を持って点検の励行をお願いします。

## 毎月10日は10(テン)検の日

### ◆点(10)検項目◆

- ①毎日の家畜の健康観察
- ②農場出入車両の消毒
- ③農場出入人・車両の記録
- ④畜舎出入時の消毒
- ⑤関係者以外の立入制限
- ⑥野生鳥獣侵入防止
- ⑦導入家畜の隔離飼育
- ⑧発生地への旅行等の自粛
- ⑨異常時の通報先の確認
- ⑩家畜の伝染性疾病の知識

これも  
10(テン)  
項目



僕たち  
私たち  
を守ってく  
ださい



★★★家畜・家きんに異常が見られた場合は、当所まで連絡して下さい★★★